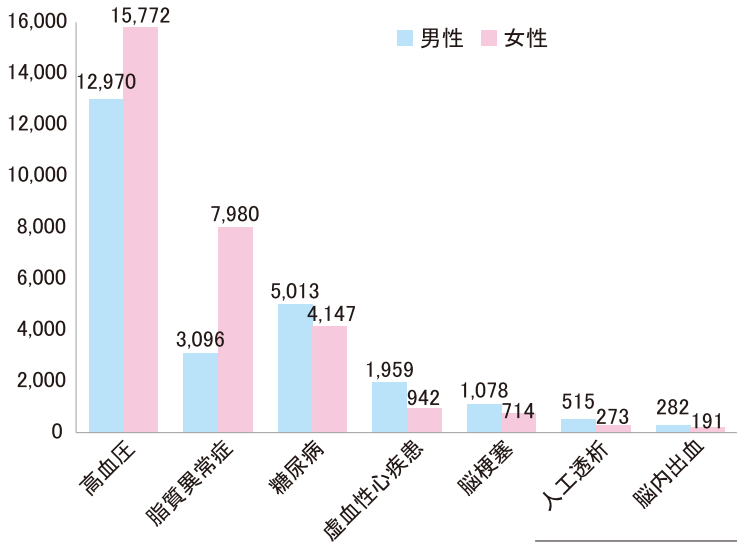




城陽イメージキャラクター「じょうりんちゃん」

お問い合わせは 国保医療課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999)へ

図① 疾病別受診件数 ※1カ月を1件としています (単位: 件)



**疾病別の医療状況**

平成26年度診療分の主な疾病別の医療状況は次のとおりです。

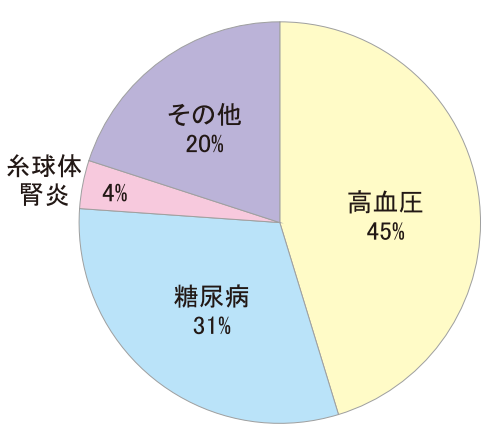
疾病別の受診件数は、男性が高血圧12,970件、糖尿病5,013件、脂質異常症3,096件の順、女性が高血圧15,772件、糖尿病4,147件、脂質異常症7,980件、糖尿病4,147件、糖質異常症7,980件、糖尿病4,147件の順に多くなっています。(図②参照)

また、1件あたりの費用額は、男性が人工透析961千円、脳内出血2,333千円、脳梗塞2,133千円の順、女性が人工透析1,006千円、脳内出血3,000千円、虚血性心疾患1,600千円の順に多くなっています。(図③参照)

市の国民健康保険(国保)では、健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なものは、みなさんの医療費に関するデータを基に医療機関別の受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」です。その分析結果から「疾病別の医療状況」についてお知らせします。

## 医療費分析のお知らせ 国民健康保険 医療費適正化特別対策事業

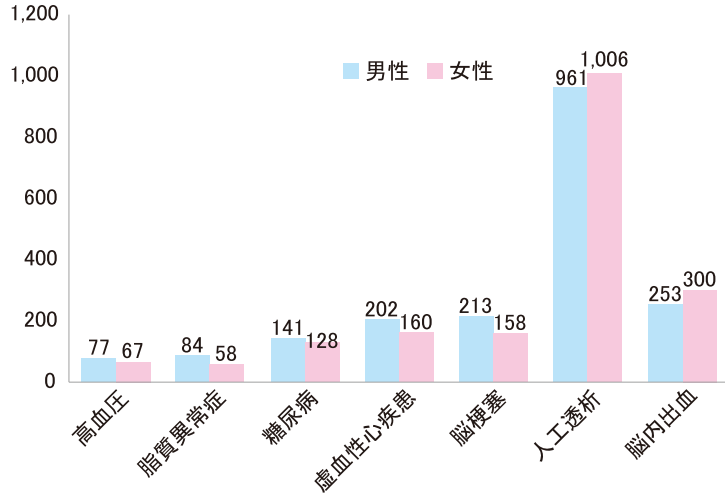
図③ 人工透析導入者の原因疾患



人工透析の導入者の原因疾患の割合は高血圧が45パーセントと半数近くを占め、次いで糖尿病が31パーセントとなっています。(図③参照)

人工透析を受けるまで重症化してしまうと医療費が急増し、また、身体的にも大きな負担となります。かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めるようにしましょう。

図② 疾病別1件あたり費用額 (単位: 千円)



**支払方法の変更について**

特別徴収(年金からの天引き)により国保料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、国保料の支払方法を口座振替に変更することができます。

①金融機関への届出  
・通帳、通帳届出印

**国民健康保険料(特別徴収分)の仮徴収について**

平成28年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まります。

対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額通知書」を送付します。

△対象▽  
平成28年2月分の国保料を年金から支払われている世帯主

**ジェネリック医薬品を使いましょう**

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分などが同一であると、国から製造・販売が承認された安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、あなたの窓口負担が軽減できます。市国保加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付していますので、参考にしてください。※薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額は先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもあります。切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

**国保料の納付は口座振替で**

口座振替を新規申込変更の場合は、「口座振替依頼書」を、市内金融機関に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が金融機関などから市役所に到着した月の翌月分からです。

詳しくは「税務課納付係 ☎(56)4024」へお問い合わせください。

**国保料の納付は口座振替で**

被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)

②国保医療課への届出  
・被保険者証  
・はんこ  
・口座振替依頼書控え  
・必要です。

3月末までに届出された場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

**接骨院・整骨院のかり方**

国保を利用できる場合は次のとおり決まっており、接骨院・整骨院の広告・看板に「健康保険取扱」と表示されていても、保険給付の対象となる場合とされない場合がありますので、ご注意ください。

**国保が使える場合**

- 急性または亜急性の外傷性の負傷
- 捻挫、打撲、挫傷(肉離れなど)
- 骨折、脱臼※応急手当を除き、医師の同意が必要

**国保が使えない場合(全額自己負担となります)**

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 内科的原因による疾患
- 柔道整復の治療を完了して単にあんま(指圧およびマッサージを含む)のみを必要とする患者に対する施術

**国保料を滞納すると**

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期

**「口座振替依頼書」**

は、市内金融機関に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。

資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに京都地方税機構へご相談ください。

**「口座振替依頼書」**

は、市内金融機関に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。

資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに京都地方税機構へご相談ください。

**この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には京都地方税機構 ☎(46)6568」にご相談ください。**

国保料が未納で被保険者証の有効期間が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかる際には必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。

**また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。**

資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに京都地方税機構へご相談ください。

**また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。**

資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに京都地方税機構へご相談ください。

**この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には京都地方税機構 ☎(46)6568」にご相談ください。**

国保料が未納で被保険者証の有効期間が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかる際には必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。

**この短期被保険者証の有効期間が切れる前には、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には京都地方税機構 ☎(46)6568」にご相談ください。**

国保料が未納で被保険者証の有効期間が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかる際には必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。



表 自己負担限度額(70歳未満の人の場合)(月額)

所得区分	総所得金額等(※3)	3回目まで	4回目以降(※1)
上位所得者(※2)	901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1/5	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1/5	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1/5	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

<参考>■自己負担限度額(70歳以上の人の場合)(月額)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(※4)	44,000円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1/5(※5)
一般	12,000円	44,000円
低所得者Ⅱ(※6)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※7)	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合  
 ※2 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます  
 ※3 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」3割負担の人  
 ※4 過去12カ月に限度額を超える月が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円  
 ※5 過去12カ月に限度額を超える月が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円  
 ※6 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人(低所得者Ⅰを除く)  
 ※7 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得のない世帯の人

### 入院時の食事代が変わります

国民健康保険法の改正により、入院時の食事代(下表参照)が平成28年4月1日から段階的に引き上げられます。現在は、材料費にあたる1食あたり260円が患者負担となっていますが、在宅療養との公平性の観点から調理費も患者負担とするように改められ、平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げられます。

ただし、低所得者は引き上げられず、従来どおりの負担になります。また、難病患者、小児慢性特定疾病患者は現在の負担額のまま据え置かれます。

〈現行〉	〈平成28年度〉	〈平成30年度〉
一般所得	260円	360円
低所得Ⅱ(住民税非課税)	210円	210円
低所得Ⅰ(住民税非課税で一定所得以下)	100円	100円

低所得者は、引き上げない。(据え置き)

平成28年度の間、人間ドック補助申請を4月13日(水)から開始します。詳しい内容は今後の広報によろしく掲載させていただきます。内容をご確認の上、お申し込みください。

### 平成28年度の人間ドック補助について

平成28年度の間、人間ドック補助申請を4月13日(水)から開始します。詳しい内容は今後の広報によろしく掲載させていただきます。内容をご確認の上、お申し込みください。

**高額療養費の申請について**  
 1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(左表参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。この支給を受けるため

**高額療養費の申請について**  
 申請には申請が必要です。申請に必要なものは、被保険者証・はんこ・領収書・振込先の分かるもの(通帳など)

申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、全ての領収書を必ず持参してください。

**非自発的失業者の国保料**  
 会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。対象は、  
 ①非自発的失業者  
 ②失業時65歳未満の人  
 ③「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に11・12・21・22・23・

特定保健指導を実施中  
 今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人でもお気軽にご相談ください。健康相談のお問い合わせは、保健センター ☎(55)1111 へ

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について  
 70歳未満の人と70歳以上で住民税非課税世帯の人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、手続きをお願いします。申請には申請が必要です。申請に必要なものは、被保険者証・はんこ・領収書・振込先の分かるもの(通帳など)

### 還付金詐欺にご注意ください!

市職員や日本年金機構職員などを名乗り、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
  - ②振り込む前に家族に相談する
  - ③ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
- ※不審な電話がかかってきたら、次の関係機関にお問い合わせください  
 問 消費生活センター ☎(56)4052  
 城陽警察署 ☎(53)0110

**所得のない人も申告**  
 所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付していますので、必ず3月31日(木)までに申告してください。

**第三者行為は届出を**  
 交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)ケガや病気になる時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めが優先され、国保が使えなくなり、国保が負担した費用を全額返還していただくことになります。

**国民健康保険への届出は14日以内に!!**  
 国民健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、勤め先などから国保に連絡はありませので、ご自身でなるべく早く国保医療課にお届けください。国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までの期間(最長2年)国保料を納めていたことになり、ご注意ください。国保から他の健康保険に加入した場合も必ずお届けください。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使用し医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額返還していただくことになります。

その他	国保をやめるとき	国保に入るとき
外国人の方がやめるとき	生活保護を受けるようになったとき	他の市区町村へ転出するとき
市内で住所が変わったとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険をやめたとき
世帯主や氏名が変わったとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
世帯が分かれたり、一緒になったとき	国保の被保険者が死亡したとき	子どもが生まれたとき
修学のため、別に住所を定めたとき	生活保護を受けるようになったとき	生活保護を受けなくなったとき
被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	職場の健康保険の被扶養者になったとき	外国人の方が入るとき
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	他の市区町村へ転出するとき
	国保の被保険者が死亡したとき	職場の健康保険に入ったとき
	生活保護を受けるようになったとき	職場の健康保険をやめたとき
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
	国保の被保険者が死亡したとき	子どもが生まれたとき
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護を受けなくなったとき
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	外国人の方が入るとき
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	他の市区町村へ転出するとき